

# プレスリリース

報道関係者各位

2014年9月5日

プリベントホールディングス株式会社

## JALUX保険サービスと募集代理店契約を締結



プリベントホールディングス株式会社(本社:東京都中央区、代表取締役 久米 慶、以下「当社」)のグループ会社、プリベント少額短期保険株式会社(本社:宮城県仙台市)は、株式会社JALUX保険サービス(本社:東京都品川区、代表取締役 島 敏行、以下「JALUX保険サービス」)と募集代理店契約を締結しました。JALUX保険サービスは、このほど、弁護士費用保険“Mikata”の代理店販売を開始いたしました。

(掲載ページ:<http://www2.jalux.com/hoken/shogaku-tanki/>)

### ■株式会社JALUX保険サービスについて

1962年の航空商事株式会社(現JALUX)創業以来、JALUXは50年以上にわたり保険代理店業を展開してまいりましたが、お客様へのサービスのさらなる品質向上を目的として、2008年10月にJALUX保険サービスを設立しました。

### ■プリベントグループについて

当社グループは、弁護士をMikata(味方)について、平穏な生活を望んでいる多くの人たちの権利を守るために日本初\*の保険「弁護士費用保険“Mikata”」(※別紙資料①②)を開発いたしました。日本では、法的トラブルが起きても、国民全体の8割が法的トラブルに対して適切な司法サービスを受けられていない、いわゆる「二割司法」という現状にあると言われています。

誰もが巻き込まれる可能性がある法的トラブルについて、国内に居住する方ならば基本的に誰にでも被保険者としてご加入頂ける保険商品です。法的解決のための弁護士費用に対する保険金のお支払いに加えて、法律相談料も保険金のお支払対象になっています。

独自性の高い商品を提供する当社と、保険のフィールドであらゆるお客様のお悩みに対して最適なソリューションを提案するJALUX保険サービスは、高い親和性を有するとの考えのもと、今後も両社は保険サービスの発展に寄与すべく協力してまいります。

\* 平成25年5月15日時点で、損害賠償などの特定の法的トラブルに限定せずに、被保険者が日本国内で直面した一定の法的トラブルについて法律相談料または弁護士費用等の全部または一部を補償する費用保険として(プリベント少額短期保険株式会社調べ)



プリベントホールディング株式会社  
代表取締役社長 久米 慶

### <本リリースに関するお問い合わせ先>

プリベントホールディングス株式会社 弁護士費用保険“Mikata” 広報部

TEL:03-6684-9976 FAX:03-6685-1225

### <募集代理店>

株式会社JALUX保険サービス <http://jaluxhs.com/>

東京都品川区東品川2-5-5 ハーバーワンビル 3F



# 別紙資料①

## 弁護士費用保険Mikataの概要

### 1. 保険金の種類

保険金の種類	保険金支払対象
法律相談料保険金	法律相談料(*) (*) 被保険者が、問題事象に関する法律相談に際して弁護士等(弁護士・司法書士・行政書士)に支払う料金
弁護士費用等保険金	弁護士費用等(*) (*) 被保険者が、法律事件の解決に際して弁護士等および裁判所に支払う、着手金、報酬金、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用、またはその他権利の保全もしくは行使の手続きに必要な費用

### 2. 保険金額

法律相談料保険金	<p>① 法律相談に要した法律相談料の実費相当額</p> <p>1年間10万円が限度(事案数は問いません。) 30分あたり5,000円(外税)を限度(原則として、1事案について20,000円(外税)を限度)</p>
弁護士費用等保険金	<p>② 急激かつ偶然な外來の事故による身体の傷害もしくは疾病または財物の損壊に係る法律事件については、被保険者が事件の解決のために要した弁護士費用等の実費相当額</p> <p>③ ②以外の法律事件については、 弁護士費用等のうち着手金に対応する金額として、 基準弁護士費用から免責金額5万円を差引き、縮 小てん補割合50%を乗じた金額</p> <p>②、③とも、1事案について300万円が限度 (保険金の限度額は当社が別途定める規定に基づ きます。)</p>

### 3. 保険金お支払い対象

被保険者が訴える場合、訴えられる場合のいずれも場合も保険金お支払いの対象となります。(\*)

(\*)法的トラブルの原因が、契約上の債務不履行であるときは、故意または重過失によるものであっても保険金お支払いの対象となります。

## 別紙資料②

### 4. 保険契約の概要

保険期間	保険期間1年（1年更新型）
保険料支払回数	月払い(年12回)のみ
保険料	2,980円(*) (*)更新後の保険料は、法律相談料保険金の支払実績に応じて増加することがあります。
保険契約者の範囲	日本国内に居住する満20歳以上の者
被保険者の範囲	日本国内に居住する者(*) (*)保険契約者本人、保険契約者の配偶者、子もしくは親、または生計を一つにする6親等以内の親族のうちいずれか1名
日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会・日本行政書士会連合会の名簿に登録されている弁護士・司法書士・行政書士は、保険契約者・被保険者のいずれにもなれません。	

このプレスリリースは保険募集を目的としたものではありません。